

「八十二WEB口座振受付サービス」利用規定 新旧対比表

	旧	新（下線部を追加）
第6条（預金口座振替契約の締結手続（本人確認手続））	<p>お客さまが端末機による預金口座振替契約締結の申込を行う場合は、当行宛に対象口座の支店番号、口座番号およびクイックカード等の暗証番号、生年月日、届出電話番号等(以下「所定事項」といいます)を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。</p> <p>お客さまが当行宛に伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合には、当行は、お客さまからの預金口座振替契約締結の申込があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続を行います。</p>	<p>お客さまが端末機による預金口座振替契約締結の申込を行う場合は、当行宛に対象口座の支店番号、口座番号およびクイックカード等の暗証番号、生年月日、届出電話番号等(以下「所定事項」といい、<u>届出電話番号に当行が電話でワ</u> <u>ンタイムパスワードを通知しお客さまが当該ワ</u> <u>ンタイムパスワードを当行に伝達することによる本人認証を行う</u> <u>場合のワ</u> <u>ンタイムパスワードを含みます)</u>を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。</p> <p>お客さまが当行宛に伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合には、当行は、お客さまからの預金口座振替契約締結の申込があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続を行います。</p>
<p>第11条（免責事項）</p> <p>（1）本人確認</p>	<p>第6条により本人確認手続を経た後、預金口座振替契約の申込があった場合は、当行はお客さまを本人とみなし、端末・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰す場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p>	<p>第6条により本人確認手続を経た後、預金口座振替契約の申込があった場合は、当行はお客さまを本人とみなし、端末・暗証番号・<u>ワ</u> <u>ンタイムパスワード</u>等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めに帰す場合を除き、当行は一切の責任を負いません。</p>